

離婚時の厚生年金分割制度をご存じですか？

近年、中高齢者などの離婚件数が増加している中、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されていました。

このような状況を踏まえ、平成16年の年金制度改正により離婚などをした時に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる離婚時の厚生年金分割制度が導入されました。厚生年金の保険料納付記録は、厚生年金保険料の計算の基準になるとともに、老齢厚生年金などを受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

厚生年金分割制度には、平成19年4月1日から実施された合意分割制度と、平成20年4月1日から実施された3号分割制度があります。

なお、保険料納付記録を分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれ老齢厚生年金や障害厚生年金などの年金額が計算されます。ただし、分割を受けた人が分割後の記録に基づく年金を受けるには、自身の保険料納付記録などによって受給資格期間を満たしていることが必要です。

①合意分割制度

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記

録」に限られます。

- ・平成19年4月1日以後に離婚した人や事実婚関係を解消した人。
- ・当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合（上限50%）を定めていること。
- ・請求期限（原則として離婚等の翌日から2年）を経過していないこと。

②3号分割制度

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつに分割することができる制度です。

この制度により分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

- ・平成20年4月1日以後に離婚した人や事実婚関係を解消した人。
- ・平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること。

■問い合わせ先

岡山東年金事務所 ☎086-270-7929
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
市民課 ☎0869-22-1790

人権擁護委員が再任されました

7月1日付けで、人権擁護委員に片山恵美子さんが再任されました。任期は3年間です。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分野の人たちが地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

現在、約14,000人の委員が全国の各市区町村に配置され、相談などを通じて、被害者からの申告があった場合には、法務局などの職員と協力し

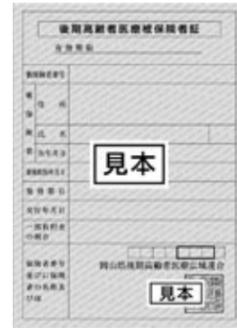
て、情報の収集、人権侵犯事件の調査・処置、当事者の利害・主張の調整を行い、事案の円満な解決を図っています。さらに、人権に関する啓発活動も行っています。

本市内には9人の人権擁護委員がおり、毎月3回なやみごと相談（本紙「くらしの情報」に掲載）を行っています。相談料は無料。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先

人権啓発室 ☎0869-22-3922

後期高齢者医療被保険者証が更新されます



後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）は、毎年8月で更新されますので、7月下旬に新しい被保険者証（紫色）が送付されます。

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日までですので、8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓

口に提示してください。

なお、医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年の所得により毎年判定し、見直しを行います。このため新しい被保険者証では、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご注意ください。

■問い合わせ先

市民課 ☎0869-22-3958
岡山県後期高齢者医療広域連合
☎086-245-0090

所得区分ごとの一部負担金の割合

所得区分		一部負担金の割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。 ただし、被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人の場合383万円未満の人は、市役所の担当窓口で申請することにより1割負担になります。 ※現役並み所得の被保険者（世帯にほかの被保険者がいない場合に限り）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人は、申請により1割負担になります。	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人。	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者。	

窓口業務の時間を延長します

8月から10月までの間、毎週木曜日は、市役所の窓口業務を時間延長します。皆さんどうぞ利用ください。

なお、延長する業務の詳細については、市民課および税務課にお問い合わせください。

▷延長期間 8月～10月の毎週木曜日

※9月23日(木)は、祝日(秋分の日)のため除きます。

▷延長時間 午後5時15分～午後7時

▷業務内容

市民課

・住民票、戸籍謄抄本、身分証明、印鑑登録証明書などの交付

- ・旅券（パスポート）の交付
- ・国保被保険者証、高齢受給者証の再交付
- ・各種認定証の交付、再発行
- ・後期高齢者医療被保険者証などの再交付
- ・高額医療費などの申請
- ・税務課、収納推進課
- ・所得証明や納税証明など各種市税関係証明書の交付
- ・市税、国保税および介護保険料の納付

■問い合わせ先

市民課 ☎0869-22-1115
税務課 ☎0869-22-1114